

日産婦医会発第 58 号
令和 3 年 6 月 1 日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之
常務理事 宮崎亮一郎

妊婦の入院時の PCR 検査に関して

謹啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は本会の事業活動に対する深い御理解と御支援、御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、このたび厚労省母子保健課が同保険局と話し合い、標記に関して下記のような運びとなりましたのでご報告申し上げます。

謹白

記

妊婦の入院に際し、

COVID-19 疑いとして、PCR 検査を実施した場合、レセプト上、健康保険で対応して下さい。この場合、混合診療となることはないとの厚労省の見解です。

具体的には、以下の Q&A でご理解ください。

Q 正常分娩を目的として入院している妊婦に対して、医師が必要と判断して PCR 検査をした場合、保険適用となるのか。また、その場合の正常分娩に係る入院料はどのような取扱いとなるのか。

A 正常分娩を目的とした妊婦について、医師が COVID-19 を疑い、COVID-19 の診断のために PCR 検査を行った場合は、保険適用となる。

その際、正常分娩に係る入院料に関しては、当該保険診療として提供される PCR 検査とは独立したものとみなされるので、通常の正常分娩に係る入院料を請求する取扱いとなる。